

市民の力

ニュース 2008年

NO. 62

派遣労働者ストライキ

尼崎市役所史上初のストライキ

「史上初めて」と言うにはわけがあります。これまで、市役所で直接働く人は「公務員」であり、ストライキが法律で禁止されているので、ストライキはあっても、「合法的な」ストライキはなかったこととなります。しかし今回は、市役所で働いているが、公務員ではない、民間の派遣労働者による、「合法的な」ストライキだったのです。

▶ そのストライキは

市役所の住民票入力の仕事をしていた5人の派遣労働者（その中のひとりの名前を借りて「Hさんたち」と呼びます）が、3月3日から入ったもので、折から非正規労働者の不安定で低い労働条件が問題にされていた中、マスコミの注目も集めました。

.....
この2月、市役所は、「08年度の住民票入力は競争入札にかけるとHさんたちに通知してきました。もともとこの仕事、5年間は同じ業者と契約すると市は約束していたのです。競争入札にかけられると、同じ業者が請け負えると

は限らず、Hさんたちは職を失いかねません。そこで2008年度も仕事を続けられるように要求して、ストライキに入ったのです。

▶ Hさんたちの言い分はこうです

「続けて働かせて欲しい。業者と契約できないなら直接雇用をして欲しい。昨年の偽装請負の発覚以来、直接雇用の交渉を続けてきたのに、一方的に職場を奪うことになる入札は許せない。」

これに対して市の言い分は、

「一度入札したらその業者と5年間は続けて契約する予定だったが、業者が途中で値上げを要求してきた。市としては、競争入札で決まった額を途中で値上げしたのでは入札の公平性が失われるので値上げを断ったところ、業者が契約継続を辞退した。そこでやむなく新たな業者を募るために入札するのだ。Hさんたちと市は雇用関係もないので、解雇したわけでもない。働き先は別途世話すると業者が約束している。」

直接雇用は市役所の民間委託全体に影響するので、できない。」

（2-3 ページに続く）

折れ合わなくては。

Hさんたちは「労働者を入札するな」とスローガンを掲げました

市 側は、「最小の経費のために」が金看板です。「市民の税金だから節約しなくっちゃ」というわけです。

どちらにももっともな理由があります。労働者側はよりましな賃金労働条件と、雇用が続くことを求め、その労働の買い手である市側は、より安い費用と、拘束されない契約を求めます。でも、双方の論理はこのままでは絶対に交わることはありません。売り手と買い手の利害の対立ですから、当然のことです。

— 一般の商品ならば、売り手は価格を上げるために、

生産調節や、ストックなどします。しかし労働力はそうはいきません。値段が折り合わないからといって売のをやめると労働者は日干しになってしまいます。この売買は、本質的に買い手が強い「買い手市場」なのです。そのままでは買い叩きと投売りの中で、労働者の生活は悲惨なものになります。



だ から労働者は労働組合を作って団結して、ストライキなどで、あらゆる手段に訴えて、売り手の論理と事情を少しでも買い手に受け入れさせようとしています。

そして法律も労働者の団結権、争議権、団体交渉権を認めて労働者のこのような運動を保護するとともに、一定のルールの中に収めようとしているのです。もっとも、近頃この労働者保護法制が規制緩和で骨抜きにされて、ワーキングプア問題などの原因になっていますが・・・。



で すから、労働力の市場に一方的な買い手の論理を持ち込んだら、労働者の反発に出会います。買い手の論理の中からは、それがいかに正しくとも、このような労働者の反発に対する理解は出てきませんし、解決の道も見えません。お互いに、ですが相手への理解と歩み寄りが必要なのです。

今

回、市は初めて、労働者の本気の抵抗にぶつかったのです。問題は市当局にこのような労働力の売買に関する認識、自覚がなく、当然、解決のための工夫などおもいもよらなかったことにあります。



結

局 労働組合側の業者への「入札に応じないで」という働きかけなどもあって、入札はまともに応じる業者が居らず、二度とも不成立に終わり、4月1日から住民票入力の仕事に穴が空くことになりました。やむなく市は臨時職員として直接に雇って仕事をしてもらうことにして、労働者派遣法に従ってHさんたちに優先応募権がありますので、1年契約で雇うことにしました。

H

さんたちは4月13日から職場に戻って働き出しました。賃金は派遣のときに比べて少し低いと聞きます。他方で市にとっては派遣会社に払うよりはるかに安上がりになったはずですが・・・。

(住民票入力に1年で最も忙しい3月4月に、5人の熟練労働者の穴を埋めをさせられた正規職員の皆さんも大変だったでしょうが、その大変さの矛先を、これまで隣で同じような仕事を5分の1の賃金でやっていて、職を失いそうになってやむなくストライキに訴えた派遣労働者に向けないでくださいね。)

と

りあえず、Hさんたちの仕事は続きました。しかし問題は1年先送りになっただけです。臨時の職員の雇用は法律で1年までとされているのです。

市にはこの1年間で考えなくてはいけない宿題があります。

宿題

財政的な理由から市役所の仕事を民間にゆだねることがますます多くなっていく中で、次のような問題が整理されないままであることが、今回のようなストライキにまで問題が大きくなった原因です。

4 ページに続く

福知山脱線事故に思う

福 知山線脱線転覆事故の取材に当たっているジャーナリストの報告集会に参加してきました。

私は、事故の原因を、死亡した若い運転手が、懲罰的な研修を恐れて電車の遅れを取り戻そうとスピードを出しすぎため、と考えていました。だから、JR西日本が、犠牲者から運転手をはずして「死者 106 名」とすることに腹立ちを感じていたのです。運転手も一面では、JR 西日本のスピード優先、安全軽視の犠牲者ではないのかと思うのです。

報 告では、新しい問題が指摘されました。それは、線路のカーブの作り方そのものに大きな危険が潜んでいたというものでした。

現場の上り線（宝塚から尼崎方向）は、東西線の開通する 1996 年までは、事故現場を分岐点に下り線と分かれて尼崎卸売市場の東側を通る、ほぼ直線だった。東西線の開通にあわせて、下り線に沿わせて現在の半径 304 m のカーブに付け替えられた。その線路のカーブの曲率そのものが転覆の根本原因だということです。

つ まりこういうことです。
この付け替えの当初設計ではカーブの半径は 600m であった。

転覆限界速度は半径 600 m の場合は時速 148 キロであるのに対して、半径 304 m の場合は時速 106 キロとなる。つまり 106 キロ以上でこのカーブに入ると必然的に転覆する。

下り線は以前から半径 304m

のカーブだったが、こちらは直前に尼崎駅があり、しかも急勾配のガードを上ってくるので速度が出過ぎる心配はない。

反対に上り線は、伊丹駅からの長い直線。しかも制限速度は 120 キロ。速度が出やすく、カーブの制限速度は 70 キロにしていたが、手前で減速しそこなう可能性は大いにあった。

ところが、JR 西日本はこの上り線の付け替えにあたって、カーブの曲率と、転覆限界速度の関係を考えて様子が無いので

ストライキ 続き

宿題 1

市役所の仕事のうち、民間にゆだねてよい仕事と、そうではなく公務員でやらなくてはならない仕事の区別、その基準作り。

宿題 2

民間にゆだねる場合、その民間の労働者の待遇などについての市の立場、考え方、対処の仕方。

宿題 4

公務員で仕事をするのが経済的に不合理だとされる場合、その原因は何か？ なぜ公務員を経済的に合理的な条件で雇えないのか。民間労働者が不当な低待遇で働いているのではないのか？

宿題 3

同じ仕事に従事する公務員と民間労働者の待遇格差についての考え方。

と

というのは、事故の直後にJR西日本は転覆限界速度を計算させ、時速133キロと発表しているのだが、これは乗客なしで重心が低い場合の計算結果である。事故当時のように先頭車で93人の乗客があった場合は、重心が上がるので、先の「106キロ」という計算結果が出ているはずだ。

転覆限界速度の計算方法は旧国鉄時代の1972年に確立しており、JR西日本が線路付け替え当時にその計算をしていたならば、カーブの曲率を当初設計の600mにするか、自動列車制御装置で自動的に速度制限が守られるようにするかの対策が講じられなければならなかった。制限速度を設定するだけでは対策とはいえない。

間にはミスをするという前提で、それでも安全ようにするのが、システム設計の常識である。にもかかわらず何のシステム上の対策もなく、このカーブの付け替えは行われた。さらに、事故後のアンケート調査によると、事故現場の転覆限界速度について、運転手の半数が「120キロ以上」と考えていたことがわかっている。つまりJR西日本には現場から上部に至るまでこのカーブの転覆限界速度についての正しい認識がなかったということになる。

なんと恐ろしい・・・。

し

かも、付け替えの直前にJR函館線で、おなじ曲率のカーブで貨物列車の転覆事故が起きており、JR西日本でも事故事例報告が行われていたと聞くと、一層暗澹たる思いにとらわれます。

JR西日本は一体どういう会社になってしまっているのだろう。旧日本軍の兵隊いじめもかくやと思わせる「日勤教育」といい、この、安全の根幹にかかわる線路設計における怠慢といい、野放しの儲け主義、効率優先の恐ろしさに、改めてぞっとさせられました。

「漆の実のみのる国」

藤沢周平さんの物語には、山形地方の架空の藩を舞台にしたものが多いが、この、彼の遺作となった物語は上杉鷹山を実名で登場させているところを見ると、史実に基づいた歴史物語なのだろう。

関が原の合戦の後、山形に移封され、石高は往時の1/8となったが、藩士を減らさなかったために他藩にもまして財政難に陥った上杉家・米沢藩。そこへ相次ぐ冷害。

財政改革を目指す一部藩幹部による、クーデタともいえる家老の処分と、強要による藩主引退に続いて、後に上杉鷹山となる少年を藩主に迎えるところから物語は始まる。

明晰で徳の篤い青年藩主は大俊約令を発するとともに、年貢の増、藩士からの俸禄の半分借り上げ（今で言えば給料カット。カットではなく「借り上げ」というだけ可愛げがある）などだけでしのいできた旧来の財政対策を大きく改めた。

つまり、給与借り上げの一部を「返す」という形で藩士に支給したり、従来の年貢取立てに偏した農民への姿勢を改め、米の収量増のために指導を強めるなど、藩士や農民の勤労意欲への配慮を形にし、また、漆や楮（こうぞ）桑などの木を植え将来の増収を図るなど、本質的

な財政改革の道筋をつけたのである。

江戸幕府に対しても、参勤の際の幕閣への献上金の減額を申し出たり、仮病を申し立てて参勤を延期したりという、大胆とも言える策も講じる。幕府もこれを受け入れたようで、この時代、幕府と藩の関係も案外対等な要素があったのだと思わされる。あるいは米沢藩の窮状は幕府をしてこのような非常の対応を容認させるだけのものであったのかも知れない。

後に名君として称揚される上杉鷹山だが、この物語のあいだの彼の歩みは、相次ぐ冷害と、家臣の抵抗、産業の不振と途切れることのない困難に、時に弱気になり、疑心暗鬼に陥りと、とても成功談とは言えない。そして改革が実を結ぶ前に物語りは終わる。

尼崎市の行財政改革に引き寄せ

て、しみじみとした思いになった。

一口に「改革」や、「名君」やといっても、その道程は先の見えない、次から次へと出来（しゅったい）する外的困難、そして同志や、同僚、部下の離反と不信、の連続との、時に闘いであり、時に耐え忍ぶことである。ということなのだろう。

その闘いや、忍耐の惨苦を忍ばしめるゆえんは、やはり民への愛情と、公の精神なのであろう。

しかし、私はもうひとつ付け加えたい。それは、改革に抵抗し、不満を抱き反対するものたちの主張に対する、対立を超えた、一段高い視点からの理解と誠実さである。

あるとき、鷹山の改革を批判する匿名の文書がでた。「犯人を究明し、処罰する」といきまく臣下を押し止めて鷹山はこう言う。

（「民や家臣の窮状は承知しているな」）「故に、こういうわしに対する悪態も、藩政改革はどこに消えたのか、この国は小さく身をかがめたままで亡ぶのか、と問いかけておるのだとは思わんか。家中のものが等しく抱えている不満と懸念だ。・・・十分に考えて、いずれ答えを示そう。犯人探しなど無用なことだ。』



連絡先

酒井 一 事務所

〒 660-0892

尼崎市東難波町 4 - 7 - 4

TEL 06-6481-3930

FAX 06-6481-3984